

## 9月12日不当解雇撤回裁判「証人尋問を傍聴して」

暑さが戻った9月12日東京高裁では客室乗務員の不当解雇撤回裁判で原告側4名の方の証人尋問が行われました。

当日は9時から高裁前を200名近くの支援者が埋め尽くし街頭宣伝が行われました。午前10時から101号大法廷で午後5時過ぎまで丸一日の証人尋問が行われました。尋問終了後には200名近くの支援者が参加し報告集会が行われました。49席の一般傍聴席の抽選には188名が並び関心の高さを示しました。証人尋問を傍聴する機会を得ることができましたが、原告側4名の方の証言はCCU（キャビンクルーユニオン）の組合員を狙った解雇の不当性を浮き彫りにする衝撃的なものでした。

Aさんは

「更生計画の削減目標を達成し解雇の必要がなかったにもかかわらず、そのことをひた隠しにし、削減数を水増して組合つぶしを狙った事実を会社の人員計画資料に基づいて明らかにしました。その結果JALは人員不足を生じて、解雇後しばらくして1000名を越す新人採用を行わざるを得なかった状況」などを証言しました。

JAL側の反対尋問は人員配置数が必要数を下回っていた事実について反論を避け、些細な事実にしかな質問ができず、意図的な解雇であったことが自ら、あぶり出された結果となっていました。

Bさんは

「人選基準について年齢制限を設けてベテランの多いCCU（キャビンクルーユニオン）組合員が解雇対象になるように意図したこと、特定した対象者を乗務から外して面談で退職強要を行っていたこと、解雇回避のために有効なワークシェアリング、リフレッシュ休暇制度の実施を求めても一切応じなかったこと、その結果CCUの執行委員6名、代議員19名をはじめ多数の組合員の解雇を行ったことが明らかにされました。

こうした不当労働行為は監視ファイル事件（多数の管理職とJALFIO役員が全ての客室乗務員のあらゆる個人情報を収集していた事件）裁判の判決が2010年10月に違法であったことの判決が出されても、管財人はなにも改善の措置を行わなかったことに象徴されていたことも明らかにされました。JAL側からはこのことについて一言の反論もありませんでした。

Cさんは

「流産で心身の調子を崩し病気休職をしていましたが、就業可能の診断書が出されたときに妊娠も確認産後休職・育児休職に入って職場復帰を予定していましたが、病欠基準を理由に解雇されました。

その間、管理職からはしつこく退職を迫られた。」ことを語りました。

職場復帰の目標を奪い取られ、言葉では言い表せない被害を受けたこと、病欠基準では退職しても削減数にはカウントされないのに多数の人が退職や解雇に迫りやられた実態を明らかにしました。

Dさんは

「私は年齢基準で解雇されました。解雇される間も管理職の面談で希望退職に応募することをしつこく迫られました。収入を絶たれたことは、母子家庭で母の介護も抱え、子どもの教育費、住宅ローンの返済がある中で大きな打撃だった。」と涙ながらに語りました。さらに「長年にわたって働いてこられたのはCCU（キャビンクルーユニオン）が安全問題や労働労働条件の向上に取り組んで来たからです、そのCCU組合つぶしを意図した年齢基準による解雇によって多数が大きな被害を受けた。」と証言しました。

原告側4名の方の証言で「解雇の必要性もなく」「回避努力も行わず」「誠意を持った交渉も行わず」「組合つぶしを意図した人選基準を設け」整理解雇の4要件のどの点においても一貫して不当労働行為に貫かれていたことが明らかにしました。12月24日に結審となります。

裁判官はこの事実を受け止め、勇気を持って解雇が不当だったことを明らかにして欲しいと思います。9月26日には同じ高裁101号大法廷でパイロットの不当解雇撤回の証人尋問が行われます。解雇が不当労働行為によって行われたことがさらに明らかになると思います。

(JALOB)